選挙運動用ポスター作成契約書

標津町長選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という）と

（以下 「乙」 という）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品名、規格

　　公職選挙法第１４３条第１項第５号に定めるポスター

２　数量　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　円（単価　　　　円　　　銭）

４　納入期限　　　令和　　年　　月　　日

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第１０９条の４の規定に基づき標津町に対し請求する者とし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、標津町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は標津町には請求ができない。

令和　　年　　月　　日

　甲　標津町長選挙候補者

　　　住　　所

　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　乙　住　　所

　　　名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞